

自転車にも

2026年4月1日～

交通反則通告制度『青切符』が導入されました。

※自転車の運転者（16歳未満の者を除く）がした一定の違反が交通反則通告制度『青切符』の対象となります。

※警察官が自転車の交通違反を認知したとき、基本的には現場で指導警告を行います。その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって危険性、迷惑性が高い違反であったときは検挙を行います。

いのちを守る
ヘルメット、かぶって
楽しくサイクリング



青切符により検挙される違反例

携帯電話使用等
(保持)
12,000円

制動装置不良
(ブレーキ)
5,000円

遮断踏切立ち入り
7,000円

一時不停止
5,000円

車道の右側通行
6,000円

無灯火
5,000円

信号無視
6,000円

二人乗り・並進
3,000円



詳しくは神奈川県警
『自転車ルールブック』を確認



※信号無視等の16種類の交通違反で、3年以内に2回以上反復して検挙され、または交通事故を起こしたとき、都道府県公安委員会により、『自転車運転者講習』の受講が命じられます。

藤沢警察署 藤沢北警察署 藤沢市

あなたのいのちを守る 自転車用ヘルメット をかぶろう!!

自転車事故による死者の半数以上が頭部損傷を原因としてお亡くなりになっています。

万が一の交通事故に備え、頭部を保護するヘルメットをかぶりましょう!!

《自転車安全利用五則》

- ①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用



キックボード(特定小型原動機付自転車)
については、こちらをご覧ください



藤沢警察署 藤沢北警察署 藤沢市